

関係団体の長様

岐阜県 県土整備部 技術検査課長

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について

令和元年6月に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号において、公共工事等に從事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険料を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが、発注者等の責務として規定されたこと等を踏まえ、別紙のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室課長補佐より事務連絡がありましたので送付します。

なお、岐阜県においては、下記のとおり取り扱うこととしました。貴職におかれましては、当該取扱いについてご理解頂くとともに、法定外の労災保険の付保など、適切な対応をお願いします。

また、貴団体におかれましては、会員への情報提供をお願いします。

記

1 対象工事

国土交通省 土木工事標準積算基準書  
農林水産省 土地改良工事積算基準  
森林整備保全事業設計積算要領（林野庁） } を適用する全ての工事

2 適用時期

令和2年8月1日以降の積算に係るもの  
（現場管理費を改定します。）

3 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、以下のとおり特記仕様書へ明示する。

<特記仕様書>  
第〇条 法定外の労災保険の付保  
受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

4 保険付保の確認

工事請負契約書第57条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、そ

の証券等を発注者に提示することとされています。これに基づき、発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとします。

<工事請負契約書>

(火災保険等)

第 57 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

|                       |  |     |     |
|-----------------------|--|-----|-----|
| 「特記仕様書」に関すること         |  |     |     |
| 担当所属                  | 県土整備部 技術検査課 建設技術係  |     |     |
| 担当係長                  | 安 田  | 担 当 | 馬 渕 |
| 電話番号                  | 058-272-1111 (2294)  |     |     |
| 「積算基準、設計積算システム」に関すること |  |     |     |
| 担当所属                  | 県土整備部 技術検査課 建設情報係  |     |     |
| 担当係長                  | 坂 口  | 担 当 | 安 藤 |
| 電話番号                  | 058-272-1111 (3631)  |     |     |
| 「法定外の労災保険」に関すること      |  |     |     |
| 担当所属                  | 県土整備部 技術検査課 建設業係   |     |     |
| 担当係長                  | 市 原  | 担 当 | 藤 原 |
| 電話番号                  | 058-272-1111 (3648)  |     |     |
| E-mail                | <a href="mailto:c11656@pref.gifu.lg.jp">c11656@pref.gifu.lg.jp</a> |     |     |